

労務費率について

1 労災保険料

労災保険料は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（以下「徴収法」という。）第11条において、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額（以下「賃金総額」という。）に労災保険率を乗じて算定することを原則としている。

$$\text{賃金総額} \times \text{労災保険率} = \text{労災保険料}$$

2 賃金総額の特例

徴収法第11条第3項において、事業の特殊性により賃金総額を正確に算定することが困難な場合は、賃金総額の算定の方法の特例が認められている。

具体的には、請負による建設の事業の場合には、数次の請負によって行われるのが常態であり、労災保険に係る保険関係は、元請負人が全体の事業についての事業主として、労災保険の適用を受け、元請事業主はその下請事業に使用するすべての労働者について、保険料の納付等の義務を負うこととなっている。

元請負人がその工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合があるので、徴収法施行規則第12条に定められた労務費率（工事の請負金額に占める賃金総額の割合）に請負金額を乗じて得た額を賃金総額とすることが認められている。

$$\underbrace{\text{請負金額} (*) \times \text{労務費率}}_{\text{賃金総額}} \times \text{労災保険率} = \text{労災保険料}$$

(参考)

- * 事業主が注文者などからその事業に使用する工事用の資材などを支給されたり、又は機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額又は機械器具などの損料相当額が請負代金に加算される。

ただし、厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業については、厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めた「工사용物」の価額相当額は請負代金の額に加算しない。また、請負代金の額に「工사용物」の価額が含まれている場合には、請負代金の額からそれらの「工사용物」の価額相当額を差し引いた額である。

(工사용物に関する告示)

事業の種類 の分類	事業の種類	当該価額に相当する額を請 負代金の額に加算しない物
建設事業	機械装置の組立て又は すえ付けの事業	機械装置

労務費率に係る関係法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年十二月九日法律第八十四号）

（一般保険料の額）

第 11 条 一般保険料の額は、賃金総額に第 12 条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年三月三十一日労働省令第八号）

（賃金総額の特例）

第 12 条 法第 11 条第 3 項の厚生労働省令で定める事業は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち次の各号に掲げる事業であつて、同条第 1 項の賃金総額を正確に算定することが困難なものとする。

一 請負による建設の事業

二 立木の伐採の事業

三 造林の事業、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業（立木の伐採の事業を除く。）

四 水産動植物の採捕又は養殖の事業

第 13 条 前条第 1 号の事業については、その事業の種類に従い、請負金額に別表第 2 に掲げる率を乗じて得た額を賃金総額とする。

2 次の各号に該当する場合には、前項の請負金額は、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一 事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物の支給を受け、又は機械器具等の貸与を受けた場合には、支給された物の価額に相当する額又は機械器具等の損料に相当する額を請負代金の額に加算する。ただし、厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業の事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物で厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの支給を受けた場合には、この限りでない。

二 前号ただし書の規定により厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業についての請負代金の額にその事業に使用する物で同号ただし書の規定により厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの価額が含まれている場合には、その物の価額に相当する額をその請負代金の額から控除する。

別表第 2 （第 13 条関係）

労務費率表

事業の種類分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	21%
	舗装工事業	20%
	鉄道又は軌道新設事業	23%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	21%
	既設建築物設備工事業	21%
	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	40% 21%
	その他の建設事業	24%

備考 この表の事業の種類の詳細は、別表第 1 の事業の種類の詳細のとおりとする。